



府食第1348号

平成20年12月17日

食品安全委員会委員長 見上 彪 殿

企画専門調査会座長 早川 堯夫

平成20度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について

標記について、本年8月28日に開催した企画専門調査会第25回会合及び11月20日に開催した企画専門調査会第27回会合において審議した結果は別添のとおりですので報告します。

<審議の経過>

2008年 8月28日

2008年11月20日

2008年12月17日

第25回企画専門調査会

第27回企画専門調査会

企画専門調査会座長より

食品安全委員会委員長へ報告

<食品安全委員会委員>

委員長 見上 彪

委員長代理 小泉 直子

長尾 拓

野村 一正

畑江 敬子

廣瀬 雅雄

本間 清一

<食品安全委員会企画専門調査会専門委員>

座 長 早川 堯夫

座長代理 清水 英佑

伊藤 正史

内田 健夫

生出 泉太郎

河合 義雄

近藤 信雄

佐々木 珠美

武見 ゆかり

谷口 正代

西脇 徹

橋本 由子

福代 俊子

宗像 道子

山根 香織

渡邊 治雄

**＜平成20年度＞ 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補に関する
企画専門調査会における審議結果について**

※ かび毒（番号1～5）については、平成20年度の自ら評価の案件候補として、「オクラトキシン」、「デオキシニバレノール及びニバレノール」を委員会に報告することとされたが、その他かび毒についても情報収集を行い、リスク評価に向けた取組を進めることとされた。

番号	評価課題／危害要因	検討結果	審議の経緯
1	アフラトキシンに関する食品健康影響評価	その他（平成20年9月3日付で評価依頼が行われたため、自ら評価の案件候補とはしないこととする。）	【第25回企画専門調査会会合】 ○ 番号1～5までの案件候補を「かび毒」としてまとめて取り扱うべきとの意見が多数出たので、5件全てを残すこととし、優先順位等を判断するための情報等を更に収集・整理したうえで、個別で評価するか、まとめるかについても含めて次回企画専門調査会で検討することとなった。なお、その際の参考にするためかび毒・自然毒等専門調査会に意見を求めることも決定した。
2	オクラトキシンに関する食品健康影響評価	自ら評価の案件候補として食品安全委員会に報告する。	【第25回企画専門調査会会合】 ○ 「1」と同様。 【第27回企画専門調査会会合】 ○ 厚生労働省の研究において多数の食品等から定量限界以上の検出が確認されており、Codexで基準が設定されたことから国内の管理措置に向け評価を行う意義はあること、また、腎臓への毒性が確認されているなど身近な疾患に関連があること等から、専門調査会の意見も踏まえ、自ら評価の案件候補として委員会に報告すべきである。 ※ かび毒・自然毒等専門調査会の意見 ・ 優先順位はかび毒4案件（オクラトキシン、ゼアラレノン、デオキシニバレノール、フモニシン）の中で2番目。 ・ 遺伝毒性については、現在の情報では判断が難しい部分があり、もう少しデータが必要。
3	ゼアラレノンに関する食品健康影響評価	情報収集を行う。	【第25回企画専門調査会会合】 ○ 「1」と同様。 【第27回企画専門調査会会合】 ○ かび毒・自然毒等専門調査会において、ゼアラレノンについては積極的な意見がなかったことを踏まえ、平成20年度の自ら評価の案件候補としては見送るが、情報収集を行うべき。
4	デオキシニバレノールに関する食品健康影響評価	自ら評価の案件候補として食品安全委員会に報告する。その際、ニバレノールも併せて評価案件とする。	【第25回企画専門調査会会合】 ○ 「1」と同様。 【第27回企画専門調査会会合】 ○ 発がん性は認められていないが消化器症状の報告が

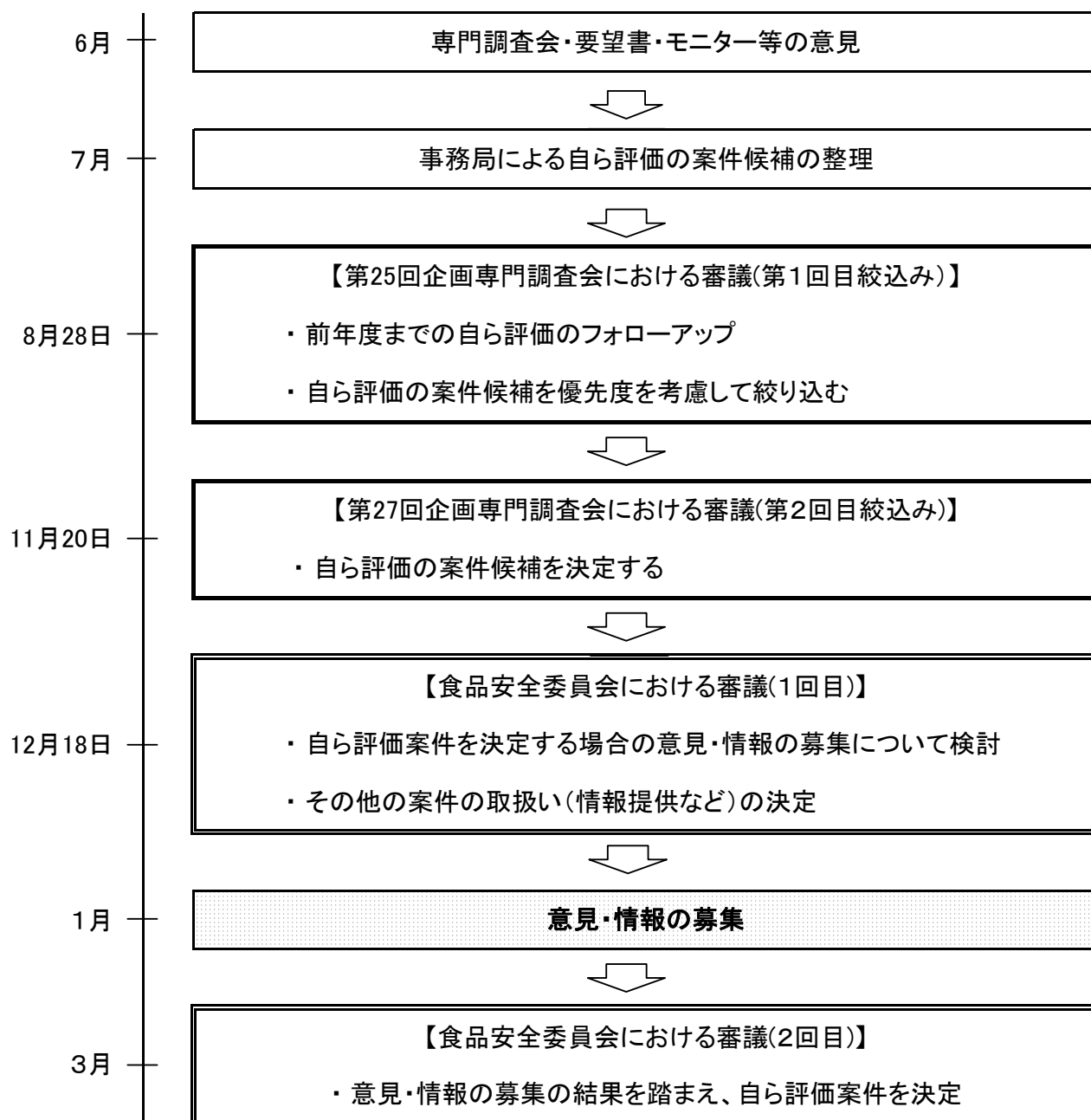
			あること、国内での汚染の状況等から、専門調査会の意見も踏まえ、自ら評価の案件候補としてニバレノールも併せて委員会に報告すべきである。 ※ かび毒・自然毒等専門調査会の意見 ・ 優先順位はかび毒 4 案件（オクラトキシン、ゼアラレノン、デオキシニバレノール、フモニシン）の中で 1 番目。 ・ デオキシニバレノールに加えて、ニバレノールについても、我が国では他国と比べ汚染事例が多く見られることから、我が国が主体的に評価し世界に発信していくべき。 ・ デオキシニバレノールとニバレノールは共汚染のため、一括して評価を行うべきかどうかについても検討すべき。
5	フモニシンに関する食品健康影響評価	情報収集を行う。	【第 25 回企画専門調査会会合】 ○ 「1」と同様。 【第 27 回企画専門調査会会合】 ○ 実態調査で検出されており、IARCのグループ分けでも2B(ヒトに対して発がん性があるかもしれない)とされているが、評価を行うのに十分なデータも揃っておらず、他に優先順位の高い案件があることから、平成20年度の自ら評価の案件候補としては見送るが、情報収集を行うべき。
6	PFOS及びPFOAに関する食品健康影響評価	見送る。	【第 25 回企画専門調査会会合】 ○ 食品への移行に関する十分な知見もなく、暴露マージンも大きいと緊急性はない。また、PFOSについては来年ストックホルム条約締約国会議で付属書に追加され、規制が行われる予定もあるため見送ることとした。
7	3-MCPD脂肪酸エステルに関する食品健康影響評価	情報提供を行う（ファクトシート(作成中)へ追記）。	【第 25 回企画専門調査会会合】 ○ 体内で代謝され、3-MCPDになるという報告があるものの、評価を行うのに十分なデータはまだないので、情報収集を進め作成中のファクトシートに追記することとした。
8	カルバミン酸エチルに関する食品健康影響評価	情報収集を行う。	【第 25 回企画専門調査会会合】 ○ 暴露マージンが大きく直ちに国民の健康への影響は大きいとは考えられないこと、主たる摂取源と評価されている酒類について低減対策が進んでいることから見送ることとし、情報収集又は調査事業への反映を行うこととした。
9	食品中のヒ素に関する食品健康影響評価	自ら評価の案件候補として食品安全委員会に報告する。	【第 25 回企画専門調査会会合】 ○ 「新たな知見が蓄積しつつあるので、食品全体を対象として評価を行う必要性も考えられるため次回企画専門調査会で検討することとした。その際参考するために、化学物質・汚染物質専門調査会に意見を求めることも決定した。

			【第27回企画専門調査会会合】 ○ 毎年自ら評価案件候補に挙がってきており、化学物質・汚染物質専門調査会幹事会の意見も踏まえ、自ら評価の案件候補として委員会に報告すべきである。 ※ 化学物質・汚染物質専門調査会幹事会の意見 ・ 評価に前向きな意見が多数。 ・ 実際に評価を進めるにあたっては、追加の資料整備が必要となる可能性。
10	ヒスタミンに関する食品健康影響評価	情報提供を行う（啓発・注意喚起）。	【第25回企画専門調査会会合】 ○ 様々な場所で食中毒は発生しているが、生産・加工段階、飲食店、家庭等での温度管理などにより対応できるので、これら関係事業者等への啓発・注意喚起を行うこととし、見送ることとした。
11	イソフラボン等植物中のホルモン様物質に関する食品健康影響評価	見送る。	【第25回企画専門調査会会合】 ○ 大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の取扱いについては通知が出ており、また、いわゆる健康食品で、特定の消費者が特定の目的を持って意図的に利用するものであり、一般の消費者が通常消費するものではないことから見送ることとした。
12	サプリメントの複合影響に関する食品健康影響評価	見送る。	【第25回企画専門調査会会合】 ○ 被害の発生状況などの情報収集や評価する場合のアプローチなどを整理した上で次回企画専門調査会で報告することとした。 【第27回企画専門調査会会合】 ○ サプリメントの組合せは膨大で、併用実態についても不明であることから、評価は困難であり、現段階においては情報収集を行うことが重要。
13	タヒボ茶に関する食品健康影響評価	見送る。	【第25回企画専門調査会会合】 ○ いわゆる健康食品で、特定の消費者が特定の目的を持って意図的に利用するものであり、一般の消費者が通常消費するものではないことから見送ることとした。

＜参考＞ 検討結果は、①「自ら評価の案件候補として食品安全委員会に報告する。」、②「情報提供を行う。」③「情報収集を行う。」、④「見送る（通常業務において情報収集を継続する）。」、⑤「その他」の5つに区分している。

第27回企画専門調査会(平成20年11月20日開催)了承

平成20年度自ら評価案件の決定までのフロー(予定)



※ 企画専門調査会における審議後、必要に応じ事務局においてリスク管理機関等の関係者への説明や評価サイド(専門調査会含む)からの考え方の整理を行う。

※ 食品安全委員会における審議(1回目)の際に、意見・情報の募集を行うことを検討する。